

知っていますか？

国民年金保険料の免除・猶予制度

●申請・問合せ先 国保年金課医療・年金係(本館1階⑥番窓口) ☎72-2111内線427

国民年金保険料は毎月納めていただく必要がありますが、収入の減少や失業などにより、保険料を納めることが経済的に難しくなることがあります。

しかし、保険料を未納のままにしておくと、将来の老齢年金に影響がでるほか、障がいや死亡といった不慮の事態が生じたときに、障害年金または遺族年金を受けることができない場合があります。

こうした事態を防ぐため、本人からの申請により、保険料が「免除」または「猶予」される制度があります。

免除制度について

本人、配偶者、世帯主の前年度所得が次の所得基準額範囲内であれば、免除を受けることができます。

免除の所得基準額など(平成28年度)

免除区分	所得基準額	承認期間中の保険料月額
全額免除	(扶養親族の数+1)×35万円+22万円	0円
4分の3免除	78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額	4,070円
半額免除	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額	8,130円
4分の1免除	158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額	12,200円

※なお、一部免除の承認を受けた場合、承認期間中の納付すべき一部の保険料を納付しないと未納となります

猶予制度について

納付猶予制度の対象年齢が拡充されます

これまで30歳未満が納付猶予の対象となっていましたが、平成28年7月から50歳未満に拡充され、50歳未満で、本人・配偶者それぞれの前年所得が一定以下の人は、申請により保険料納付が猶予されます。

免除・猶予を受けるには、申請が必要です

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を、市国保年金課または久留米年金事務所に提出(郵送可)してください。申請書は、各窓口で配布しているほか、日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)でも取得できます。

※平成28年7月～平成29年6月分の免除・猶予申請については、平成27年中の所得で審査します

※審査は住民税の申告内容をもとに行いますので、税の申告を忘れずに行ってください

希望により、毎年の申請手続が不要になります

全額免除または若年者納付猶予を承認された人が、申請時に翌年度以降も申請を行うことをあらかじめ希望する場合、翌年度以降は、改めて申請を行わなくても継続して申請があったものとして審査を行います。

※ただし、失業などを理由とした特例による免除申請のときは、翌年度も申請書の提出が必要です

過去2年までさかのぼって申請ができます

過去2年(申請月の2年1か月前)までさかのぼって、免除・猶予を申請できます。過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある人は、市国保年金課または久留米年金事務所へお問い合わせください。

例：平成28年8月に申請する場合、平成26年7月分までさかのぼって申請できます